

よんでん冬の応援割の申込みにもなう変更点について

従量電灯Aでご契約中のお客さまは、よんでん冬の応援割のお申込みにもない料金プランをおトケeプランへ変更させていただきます(従量電灯A以外でご契約中のお客さまについては、変更点はありません)。

従量電灯Aでご契約中のお客さまは、よんでん冬の応援割のお申込みの前に必ず以下の内容をご確認ください。

1. 料金プランの変更

変更前プラン	変更後プラン
従量電灯A	おトケeプラン

※原則、2023年12月検針日付けでプラン変更いたします。

2. 変更点について

- | | |
|--|--------------------|
| ・ありがとう割引の適用 | 1,056円/年・契約(税込)の割引 |
| ・さらに、従量電灯Aと比較し、月々の電気のご使用量が300kWhを超える分の料金が、 | 2.2円/kWh(税込)割安 |

《その他の変更点》

- ・口座振替で電気料金をお支払いいただいているお客さまは、口座振替割引(55円/月・契約(税込))が適用されなくなります。
- ・停電割引が適用されなくなります。
- ・電気料金の支払期日をさらに20日経過してもお支払いが無い場合は、需給契約を解約させていただきます。
- ・検針の際に「電気ご使用量のお知らせ(検針票・ハガキ)」を投函しているご契約は、検針票・ハガキのお届けが無くなり、電気のご使用量やご請求額は、原則として、当社所定のインターネットサイト「よんでんコンシェルジュ」によりご案内いたします。なお、よんでんコンシェルジュへのご契約の登録は、お客さまご自身でお手続きいただきます。
- ・よんでんコンシェルジュにご契約をご登録されない場合や、電気料金を「振込通知書」(振込用紙)によりお支払いいただく場合は、電気のご使用量やご請求額を書面によりご案内し、書面発行手数料(110円/月(税込))を料金に加算してご請求させていただきます。
- ・口座振替で電気料金をお支払いいただいているお客さまで、振替日にお客さま都合(金額不足、登録の口座が存在しない等)で振替不能となった場合は、当該月の電気料金については振込用紙でお支払いいただきます。なお、この場合の振込用紙の発行につきましては、書面発行手数料(110円/月(税込))を申し受けません。

※その他、料金プラン変更に伴い、変更となる諸条件がございます。料金プラン変更後の諸条件・注意事項につきましては、「電気のご契約にあたって」をご確認ください。なお、「電気のご契約にあたって」に記載のない事項につきましては「電気需給条件[低圧]」および「料金条件」ならびに「託送約款等(四国電力送配電株式会社が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等をいいます。)」によります。「電気需給条件[低圧]」および「料金条件」は当社ホームページにて、託送約款等は、四国電力送配電株式会社のホームページにてそれぞれご覧いただけますので、あわせてご確認くださいませようお願いします。

- ▶ 電気のご契約にあたって <https://touroku.yonden.co.jp/pdf/keiyaku.pdf>
- ▶ 需給条件および料金条件 <https://www.yonden.co.jp/customer/price/law/index.html>
- ▶ 託送約款等 <https://www.yonden.co.jp/nw/index.html>